

＜職域検診版＞大腸がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

2026 年 1 月作成

<p>解説:</p> <p>① このチェックリストの対象は、委託元(保険者・事業者等)との契約形態にかかわらず、実際に検診を行う個々の検診実施機関(医療機関)である。</p> <p>② 検査を外注している場合は、外注先施設の実施状況を把握すること。</p>
--

1. 対象者への説明	
<p>解説:</p> <p>① 下記の 9 項目を記載した資料を、検診実施機関に会場した対象者全員(大腸がん検診では申込者全員)に個別に配布する(ポスターや問診票など持ち帰れない資料や口頭説明のみは不可とする)</p> <p>② 資料は検査を受ける前(検査キットの配布時)に配布する*</p> <p>※委託元(保険者・事業者等)が対象者への受診勧奨時に資料を配布する場合もある。その場合は、資料内容をあらかじめ確認し、下記の 9 項目が含まれている場合は、検診実施機関からの配布を省いてもよい。</p> <p>なお、委託元(保険者・事業者等)が検査キットと資料を同時に配布している場合も同様である</p>	
<input type="checkbox"/>	(1) 検診結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを説明している
<input type="checkbox"/>	(2) 検診結果が「要精密検査(便潜血検査で陽性)」となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明している
<input type="checkbox"/>	(3) 精密検査の方法*を説明している ※大腸がん検診の精密検査として説明する内容 ・大腸がん検診の精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、及び全大腸内視鏡検査の概要 ・全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること、およびこれら検査の概要 ・便潜血検査の再検は大腸がん検診の精密検査として不適切であること
<input type="checkbox"/>	(4) 精密検査結果を把握すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診実施機関がその結果を共有すること*を説明している ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、当該検診実施機関に対して提供できる (個人情報保護法の例外事項として認められている)
<input type="checkbox"/>	(5) 検診の利益を説明している ・便潜血検査による大腸がん検診は、死亡率減少効果があること
<input type="checkbox"/>	(6) 検診の不利益を説明している ・がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性) ・がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など
<input type="checkbox"/>	(7) 利益と不利益のバランスから、国で推奨されている検診受診間隔は1年に1回であり、継続的な受診が重要であることを説明している
<input type="checkbox"/>	(8) がん検診結果が「精密検査不要」でも何らかの症状がある場合は医療機関の受診が重要であること、検診はその代わりにはならないことを説明している
<input type="checkbox"/>	(9) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明している

2. 検査の精度管理	
<p>解説：                      下記項目の「仕様書」とは、委託元（保険者・事業者等）との契約時に委託元に提出する書類のことである。仕様書の形式でなくとも何らかの形で委託元に報告していればよい</p>	
<input type="checkbox"/>	(1) 検診項目は、免疫便潜血検査 2 日法を行っている
<input type="checkbox"/>	(2) 便潜血検査キットの以下のすべての情報を仕様書*に明記している ・キット名 ・測定方法（用手法もしくは自動分析装置法） ・カットオフ値（定性法の場合は検出感度）
<input type="checkbox"/>	(3) 大腸がん検診マニュアル（2021 年度改訂版、日本消化器がん検診学会刊行）に記載された方法に準拠して*行っている ※測定原理により様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定の他に目視判定がある。 検査キットの使用期限を守ると共に、日々、機器及び測定系の精度管理に努めなければならない
3. 検体の取り扱い	
<input type="checkbox"/>	(1) 採便方法についてチラシやリーフレット（採便キットの説明書など）を用いて受診者に説明している
<input type="checkbox"/>	(2) 採便後即日（2 日目）回収を原則としている（離島や遠隔地は例外とする）
<input type="checkbox"/>	(3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に説明している
<input type="checkbox"/>	(4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間、あるいは検査施設へ引き渡すまでの間*、冷蔵保存している ※便潜血検査を外部の検査施設に外注している場合
<input type="checkbox"/>	(5) 検体を検査施設に引き渡してから検査施設で検査を行うまでの間、冷蔵保存している* ※この項目は便潜血検査を外部の検査施設に外注している場合に必要（外注先施設の状況を確認する）
<input type="checkbox"/>	(6) 検体回収後、24 時間以内に測定している （検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合は例外とする）
<input type="checkbox"/>	(7) 検診結果は少なくとも 5 年間は保存している
4. システムとしての精度管理	
<input type="checkbox"/>	(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための委託元（保険者・事業者等）への結果報告は、検体回収後 2 週間以内に行っている
<input type="checkbox"/>	(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目を委託元（保険者・事業者等）に全て報告している
<input type="checkbox"/>	(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果*について、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目を把握している ※内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など
<input type="checkbox"/>	(4) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握している
<input type="checkbox"/>	(5) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っている